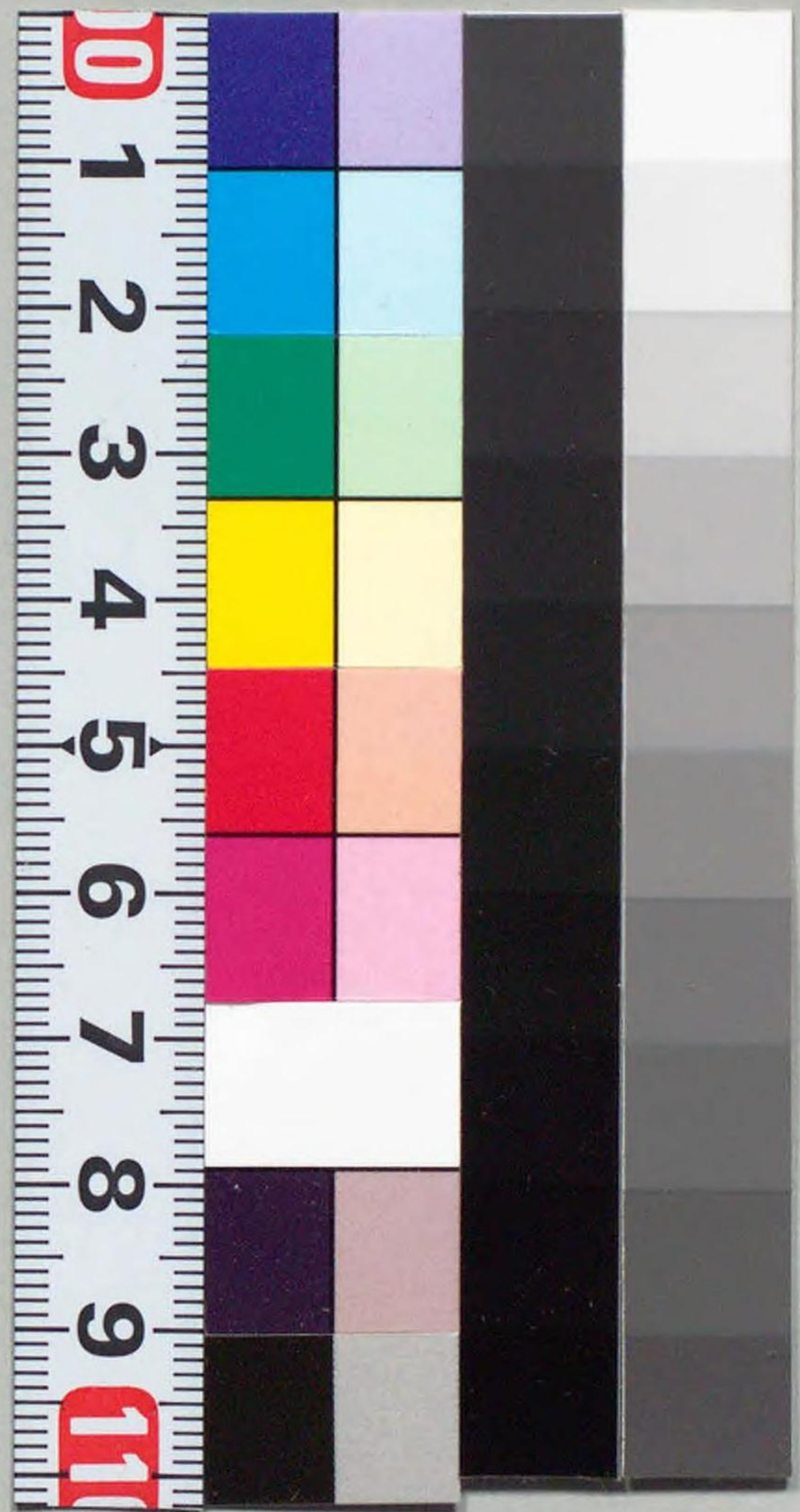



CZ-4-5



1200700253973



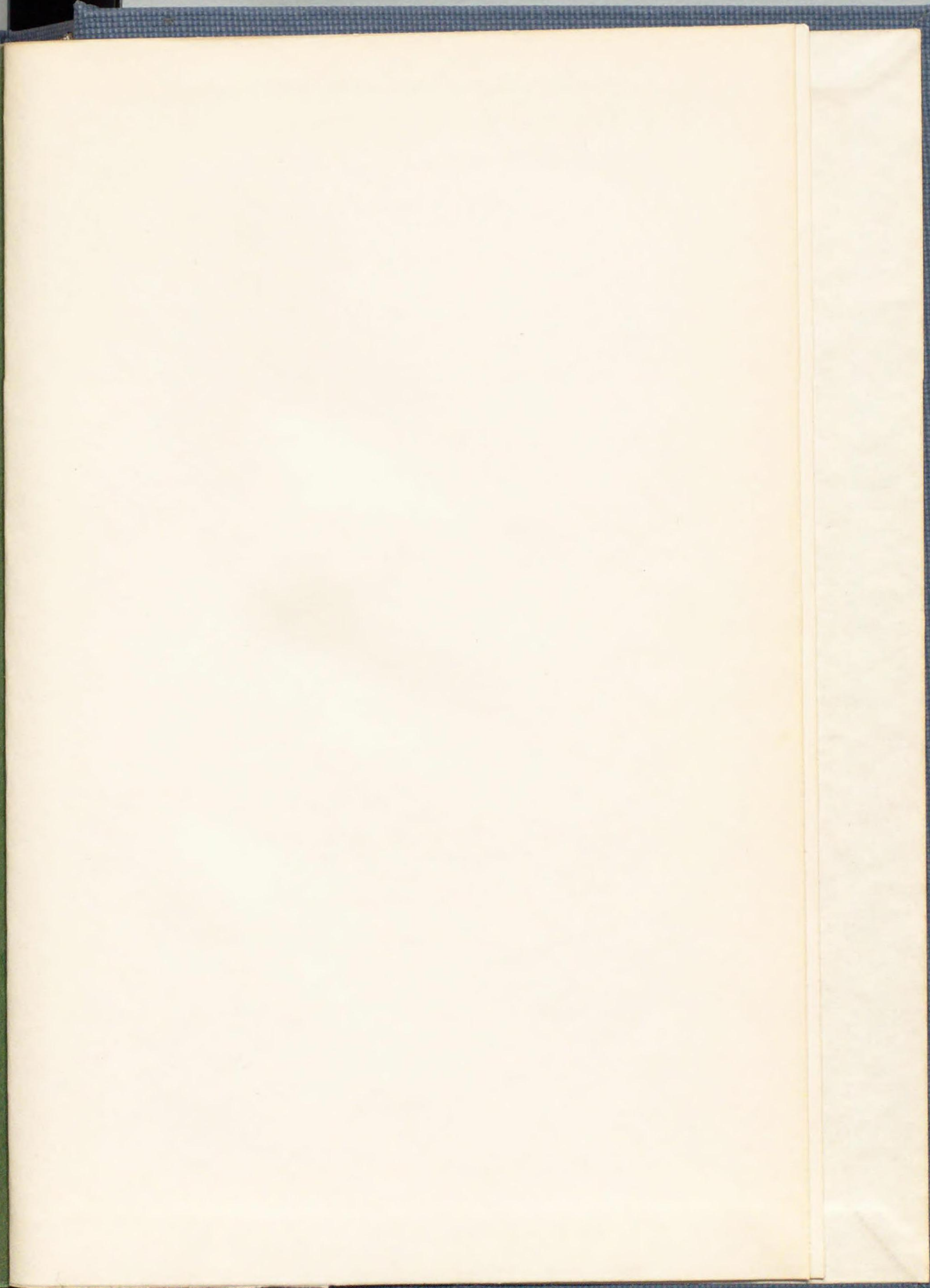




十十九-27

第十四回

(昭二六八、六召集
二六八、八由会)



昭和二十八年四月

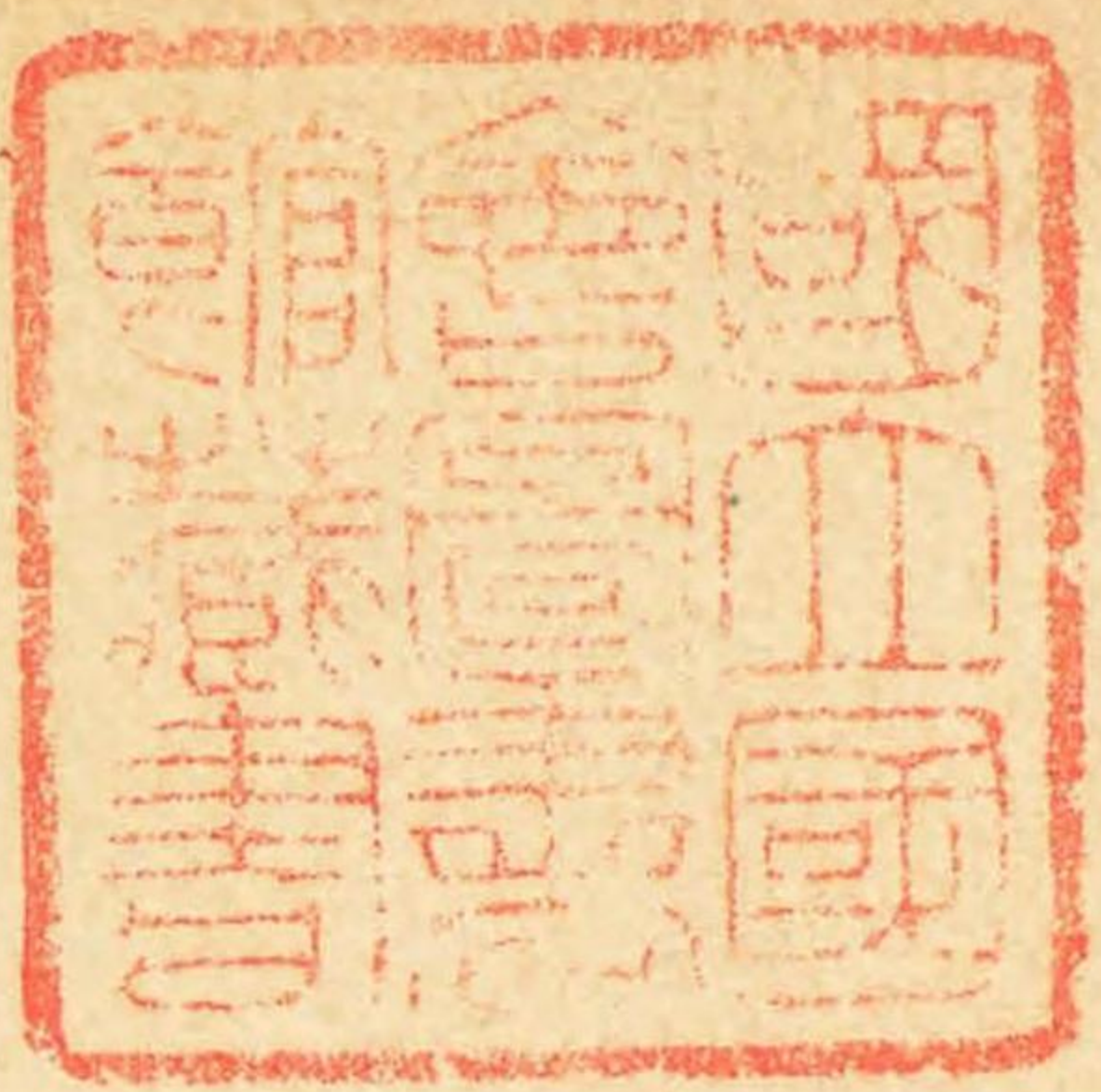
第十五回国会法律集

附 参议院紧急集会法律

法務省

~~320.9/H617R2~~

U7
4
5



K4372

編集について

一、第十五回特別国会は、昭和二十七年十月二十四日に召集され、昭和二十八年三月十日に解散されたが、此の間制定された法律は、昭和二十七年法律第三一三号から第三五八号までと、昭和二十八年法律第一号から第三五号（法律第二二二号及び第二四号から第二六号までを除く）までの法律七十七件であり、別に参議院の緊急集会において法律四件（目次中※印を附す。）が制定された。本書はこれらの法律のすべてを収録したものである。

一、右の法律は、これを公布番号順に配列し、各頁の柱には、法律名のほかに、その下に括弧して法律番号を入れた。

一、事項別の目次を掲げ、法律中罰則のあるものとなないものを区別するため、目次の法

律名の上に前者については●印を附し、後者については○印を附した。
一、これらの法律によつて改廃せられた法令を明らかにしておくために、その索引を附し、また参考のためにこれらの法律の国会における審議経過表をも附した。
一、第十四回常会は、昭和二十七年八月二十六日に召集されたが、同年八月二十八日に解散され、法律は成立しなかつたので（提出法案一件）、特に第十四回国会法律集としての刊行はない。

昭和二十八年四月

法務大臣官房法規室

第十五回国会法律集（緊急集会法律を含む）事項別目次

憲法関係

※○期限等の定のある法律につき当該期限等
を変更するための法律……………（昭和二八・三・二六法 二四）……………五九〇

国会関係

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………（昭和二七・一二・二五法三二二）……………八
○国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法

律……………(昭和二八・二・一三法 五)……………三九三

※○国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・二四法 一二)……………五七三

行政組織関係

○一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律……………(昭和二七・一二・三法三一三)……………一

○特別職の職員の特例に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二五法三二三)……………一〇

○一般職の職員の特例に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二五法三二四)……………一六

○保安庁職員給与法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二五法三二五)……………一八八

○外務省設置法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二六法三三一)……………二五四

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二六法三三二)……………二五五

○保安庁法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二七法三四二)……………二八〇

○法務省設置法の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・二五法 二三)……………五八八

統計関係

○統計法の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・一八法 一六)……………五六五

地方自治関係

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二七法三四三)……………二八一

○昭和二十七年分地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律……………(昭和二七・一二・二七法三四四)……………二八三

司法関係

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二五法三二六)……………二一〇

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二五法三二七)……………二一四

- 裁判官弾劾法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二九法三五二)……………三四三
- 平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・一・二二法 四)……………三九二
- 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・一六法 一一)……………五〇七
- ※○不正競争防止法の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・二六法 二六)……………六〇三

警察関係

- 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律……………(昭和二七・一二・二六法三三三)……………二六〇

財務関係

- 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二三法三二〇)……………七
- 漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二三法三二一)……………七

- 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため的一般会計から繰入金に関する法律……………(昭和二七・一二・二五法三二八)……………二一八
- 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするため的一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二五法三二九)……………二一九
- 昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律……………(昭和二七・一二・二五法三三〇)……………二二〇
- 造幣局特別会計法等の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二六法三三五)……………二六二
- 国際連合の決議に基く民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律……………(昭和二七・一二・二六法三三七)……………二六七
- 日本専売公社法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二六法三三八)……………二六七
- 租税特別措置法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二七法三四五)……………二八九
- 中小漁業融資保証保険特別会計法……………(昭和二七・一二・二七法三四七)……………三二五

- 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律……(昭和二七・一二・二七法三四八)……………三二九
- 昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律……………(昭和二七・一二・二九法三五二)……………三四二
- 酒税法……………(昭和二八・二・二八法 六)……………三九六
- 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律……………(昭和二八・二・二八法 七)……………四五二
- 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・二八法 二七)……………六〇四
- 解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律……………(昭和二八・三・三一法 二八)……………六〇六
- 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするため的一般会計からする繰入金に関する法律……………(昭和二八・三・三一法 二九)……………六〇八

- 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律……………(昭和二八・三・三一法 三〇)……………六〇九
- アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・三一法 三一)……………六一〇
- 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二八・四・一法 三二)……………六一一
- 製塩施設法の一部を改正する法律……………(昭和二八・四・一法 三四)……………六一四

教育関係

- ※○国立学校設置法の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・二六法 二五)……………五九五

産業関係

- 国民金融公庫法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・一三法三一四)……………二
- 漁船乗組員給与保険法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・一八法三一五)……………三

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二二法三一七)……………四
- 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律……………(昭和二七・一二・二七法三四一)……………二七八
- 中小漁業融資保証法……………(昭和二七・一二・二七法三四六)……………二九一
- 農業改良助長法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二九法三五三)……………三四四
- 湿田単作地域農業改良促進法……………(昭和二七・一二・二九法三五四)……………三四六
- 農林漁業金融公庫法……………(昭和二七・一二・二九法三五五)……………三五二
- 飼料需給安定法……………(昭和二七・一二・二九法三五六)……………三六八
- オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法……………(昭和二七・一二・二九法三五七)……………三七四
- 農山漁村電気導入促進法……………(昭和二七・一二・二九法三五八)……………三七八
- てん菜生産振興臨時措置法……………(昭和二八・一・九法 二)……………三八七
- 輸出品取締法の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・一二法 九)……………四九九

- 海岸砂地帯農業振興臨時措置法……………(昭和二八・三・一六法 一二)……………五一二
- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・一八法 一七)……………五六五
- 主要農作物種子法の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・二〇法 二〇)……………五七〇
- 飼料の品質改善に関する法律……………(昭和二八・四・一一法 三五)……………六一五

運輸関係

- 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律……………(昭和二七・一二・二六法三三六)……………二六六
- 日本国有鉄道法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二六法三三九)……………二六八
- 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二七法三四〇)……………二六八
- 外航船舶建造融資利子補給法……………(昭和二八・一・五法 一)……………三八四
- 海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律……………(昭和二八・四・一法 三三)……………六一二

通信関係

- 簡易郵便局法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二三法三一八)……………五
- 電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二七法三四九)……………三三一

厚生関係

- 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二二法三一六)……………三
- 船員保険法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二三法三一九)……………六
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律……………(昭和二七・一二・二六法三三四)……………二六一
- 母子福祉資金の貸付等に関する法律……………(昭和二七・一二・二九法三五〇)……………三三二
- あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律……………(昭和二八・一・二〇法 三)……………三九〇
- 医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・五法 八)……………四九七

- 児童福祉法の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・一六法一〇)……………五〇六
- 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律……………(昭和二八・三・一六法一三)……………五一七
- 麻薬取締法……………(昭和二八・三・一七法一四)……………五二〇
- 大麻取締法の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・一七法一五)……………五六一
- 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・一九法一八)……………五六七
- 生活保護法の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・二三法二一)……………五七二

渉外関係

- 旧外債償処理法による借換済外債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二八・三・一九法一九)……………五六七



一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律

(昭和二十七年十二月三日)
法律第三百十三号

一般職の職員等の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける一般職に属する職員(昭和二十七年十二月分の俸給については、同法第九条の規定にかかわらず、その俸給の計算期間は、月の一日から末日までとし、その期間につき、俸給月額を全額を支給する。この場合における俸給は、十二月上旬に支給するものとする。

第二条 保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十一条第一項に規定する保安庁の職員(昭和二十七年十二月分の俸給については、同条同項及び第四項の規定にかかわらず、前条の例により支給するものとする。

第三条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員の昭和二十七年十二月分の俸給については、同法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第九条の規定にかかわらず、第一条の例により支給するものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律に規定する職員が昭和二十七年十二月分の俸給としてこの法律施行前に既に支給を受け一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律(三一三)

国民金融公庫法の一部を改正する法律(三一四)

二

たものは、この法律の規定により支給される俸給の内払とみなす。

国民金融公庫法の一部を改正する法律

(昭和二十七年十二月十三日
法律第三百十四号)

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「百億円」を「百三十億円」に改める。

附則に次の二項を加える。

17 昭和二十七年度においては、公庫は、第二十二條の二第一項の規定によるものの外、大蔵大臣の認可を受けて、第十八條第一項に規定する業務を行うため必要な資金の不足を補うため、二十億円を限り、政府から一時借入金を行うことができる。

18 前項の規定による一時借入金は、昭和二十七年度内に償還しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

漁船乗組員給与保険法の一部を改正する法律

(昭和二十七年十二月十八日
法律第三百十五号)

漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項に次の但書を加える。

但し、抑留された日から起算して六年四箇月を経過しても抑留が終らない場合においては、当該期間を経過した日の属する月の翌月以後は、保険金を支払わないものとする。

第十九條第一項但書中「日割計算して得た額とする。」を「日割計算して得た額とし、抑留された日から起算して六年四箇月を経過した日の属する月に支払うべき保険金の額は、当該内訳保険金額をその月における当該期間を経過した日までの日数に応じて日割計算して得た額とする。」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律

(昭和二十七年十二月二十二日
法律第三百十六号)

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

漁船乗組員給与保険法の一部を改正する法律(三一五)
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(三一六)

三

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律(三一七)

四

第五十三条に次の二項を加える。

- 4 第一項の者で第十九条各号の一に該当するものは、同条の規定にかかわらず、保健婦国家試験を受けることができる。
- 5 第一項の者で第二十条各号の一に該当するものは、同条の規定にかかわらず、助産婦国家試験を受けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十七年十二月二十二日)
法律第三百十七号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項及び第六項中「十五万円」を「十万円」に改める。

第三条第三項中「(第五項の超過事業費を除く。)」及び同条中第五項を削る。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月一日以降発生した災害に関し適用する。
- 2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条の改正規定は、同法第二条第六項に掲げる施設の災害復旧事業であつて昭和二十六年以前に発生した災害に因るものうち国の補助金の全部又は一部の交付を昭和二十七年三月三十一日現在においてまだ受けていなかったものについても、適用する。

簡易郵便局法の一部を改正する法律

(昭和二十七年十二月二十三日)
法律第三百十八号

簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「郵便為替」の下に「郵便振替貯金」を加える。

第十条中「郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)」の下に「郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)」を加える。

第十五条第二項中「取扱手数料は、」の下に「省令の定めるところにより、」を加え、同条第三項を削る。

附則

簡易郵便局法の一部を改正する法律(三一八)

五

船員保険法の一部を改正する法律(三一九)

この法律は、昭和二十八年一月一日から施行する。

船員保険法の一部を改正する法律

(昭和二十七年十二月二十三日)
法律第三百十九号

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第三十三条ノ九第二項但書を次のように改める。

但シ厚生大臣が失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)ニ依ル失業保険金ノ最高日額ヲ基準トシ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キテ定ムル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の第三十三条ノ九第二項但書の規定により、厚生大臣が失業保険金の最高日額を定めるまでの間は、失業保険金の額は、一日につき三百七十円をこえることができない。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十七年十二月二十三日)
法律第三百二十三号

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第四条ノ二中「千七百億円」を「二千二百億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十七年十二月二十三日)
法律第三百二十一号

漁船再保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
附則に次の五項を加える。

漁船乗組員給与保険法(以下給与保険法ト謂フ)ニ依ル漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業ノ經理ハ当分ノ間第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ
本会計ニ前項ノ再保険事業ノ經理ヲ明確ニスル為第二条ニ規定スル各勘定ノ外給与保険勘定ヲ設ク
給与保険勘定ニ於テハ漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業経営上ノ再保険料、積立金ヨリ生ズル収

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(三二〇)
漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律(三二二)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
(三三二)

八

入、借入金、給与保険法第二十九条ノ規定ニ依ル納付金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ再保険金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス
業務勘定ニ於テハ第三条ノ三ノ規定ニ依ルモノノ外給与保険法第三十五条ニ於テ準用スル法第四百三条ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ繰入金及漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業ノ業務ノ執行ニ要スル経費ヲ以テ夫々其ノ歳入及歳出トス
第三条ノ四第一項及第二項、第四条乃至第七条並ニ第九条ノ規定ハ給与保険勘定ニ付之ヲ準用ス

附則

この法律は、漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）施行の日から施行する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十七年十二月二十五日)
法律第三百二十二号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「八万円」を「十一万円」に、「六万四千元」を「八万八千元」に、「五万七千元」を「七万八千元」に改める。

第十条中「一万五千元」を「一万九千二百円」に改める。

第十一条の二を第十一条の四とし、第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条の二 各議院の議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書で六月十五日及び十二月十五日（これらの日が日曜日に当るときは、その前日）に在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。

期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定するものが受けるべき歳費又は給料の月額に、同項の期日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の五十
- 二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十
- 三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

第十一条の三 各議院の議長、副議長及び議員の秘書で十二月十五日（この日が日曜日に当るときは、その前日）に在職する者は、その日以前十二月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、勤勉手当を受ける。

前条第二項の規定は、勤勉手当の額の計算についてこれを準用する。この場合において、同項第一号中「六月」とあるのは「六月以上」と読み替えるものとする。

附則

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(三三二)

九

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二三）

一〇

- この法律は、公布の日から施行し、第一条及び第十条の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。
- 議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が昭和二十七年十一月一日以後の分として既に支給を受けた歳費及び給料は、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「改正後の法」という。）による歳費及び給料の内払とみなす。
- 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）は、国会議員には適用しない。
- 昭和二十七年における改正後の法第十一条の三の規定の適用については、同条中「十二月十五日（この日が日曜日に当たるときは、その前日）」とあるのは「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十二号）施行の日」と読み替えるものとする。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十七年十二月二十五日
法律第三百二十三号）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び勤務地手当」を、「勤務地手当及び期末手当（秘書官にあつては、俸給、勤務地手当、期末手当及び勤勉手当）」に改める。

第四条中「一般職の職員」を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）」に改める。

第五条及び第六条中「給与」を「俸給及び勤務地手当」に改める。

第七条中「給与」を「俸給及び勤務地手当」に、「給与額」を「俸給及び勤務地手当の額」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第七条の二 内閣総理大臣等の期末手当の額は、俸給及び勤務地手当の月額合計額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第七条の三 秘書官の勤勉手当の額は、俸給及び勤務地手当の月額合計額の百分の五十をこえない範囲内において、各省各庁の長がその者の勤務成績に応じて定めた額とする。

第九条中「二千二百円」を「三千円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官	職	名	俸	給	月	額
内閣総理大臣						110,000円

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二三）

一一

國務大臣 人事官及び検査官 国家公安委員会委員	八八、〇〇〇円
内閣官房長官 公正取引委員会委員長 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 宮内庁長官	八二、〇〇〇円
法制局長官 政務次官	七八、〇〇〇円
内閣官房副長官 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員 地方財政審議会委員 運輸審議会委員	七二、〇〇〇円

侍従長 東宮大夫 式部官長	五三、〇〇〇円
---------------------	---------

別表第二

官 職 名	俸 給	月 額
大 使	三号俸	八八、〇〇〇円
	二号俸	八二、〇〇〇円
	一号俸	七八、〇〇〇円
公 使	三号俸	八二、〇〇〇円
	二号俸	七八、〇〇〇円
	一号俸	七二、〇〇〇円

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二三)
別表第三

官 職 名	俸 給 月 額	
秘 書 官	八号俸	四四、〇〇〇円
	七号俸	四〇、〇〇〇円
	六号俸	三六、〇〇〇円
	五号俸	三二、〇〇〇円
	四号俸	二八、〇〇〇円
	三号俸	二四、〇〇〇円
	二号俸	二〇、〇〇〇円
	一号俸	一七、〇〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、第九条及び別表の改正規定並びに附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。
- 大使、公使及び秘書官が昭和二十七年十一月一日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額の手俸は、改正前の特別職の職員に給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた改正前の法の別表第二及び別表第三に定める俸給月額の手俸に対応する改正後の特別職の職員に給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)別表第二及び別表第三に定める俸給月額の手俸とする。
- 前項に規定する期間内において改正前の法の規定に基いてなされた特別職の職員に給与に関する決定は、改正後の法の相当規定に基いてなされたものとみなす。
- この法律施行前に改正前の法の規定に基き特別職の職員に支給された昭和二十七年十一月一日以後同年十二月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
- 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭和二十五年法律第二百六十五号)は、特別職の職員に給与に関する法律の適用を受ける職員には、適用しない。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二四）

一六

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十七年十二月二十五日）
法律第三百二十四号

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「扶養手当」を「俸給の特別調整額、扶養手当」に、「及び夜勤手当」を「夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第六条第二項第二号中「税務職員及び経済調査官級別俸給表（別表第二）」を「税務職員級別俸給表（別表第二）」に改める。

第七条中、「最高裁判所長官」を削る。

第八条第四項中「四百円」を「六百円」に、「千円」を「千四百円」に改め、同条第六項中「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百七十八号）附則別表第二」を「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則別表」に改める。

第九条を次のように改める。

（俸給の支給方法）

第九条 俸給は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間につき、俸給月額額の半額を支給する。但し、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得た場合には、期間を分

けないで、月一回にその全額を支給することができる。

2 俸給の支給日は、前項本文の場合には、同項の各期間につき、その期間内の日のうち人事院規則で定める日とし、同項但書の規定により月一回に支給する場合には、その月の十六日以後の日のうち人事院規則で定める日とする。

第九条の二第三項を次のように改める。

3 前二項の規定により俸給を支給する場合であつて、前条第一項に規定する期間（月一回に支給するときは、月）の初日から支給するとき以外るとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外るときは、その俸給額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第十条の次に次の一条を加える。

（俸給の特別調整額）

第十条の二 人事院は、管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定するものについて、その特殊性に基き、第六条に規定する俸給表に掲げられている俸給額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による俸給の特別調整額について準用する。

第十九条の二中「扶養手当」を「俸給の特別調整額、扶養手当」に、「及び夜勤手当」を「夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第十九条の六とする。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二四）

一七

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二四）

一八

第十九条の次に次の四条を加える。

（宿日直手当）

第十九条の二 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、三百六十円をこえない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第十六条、第十七条第二項及び第十八条の勤務には含まれないものとする。
（超過勤務手当等に関する規定の適用除外）

第十九条の三 第十六条、第十七条第二項、第十八条及び前条第一項の規定は、第十条の二第一項に規定する官職にある職員には適用しない。

（期末手当）

第十九条の四 期末手当は、六月十五日及び十二月十五日（これらの日が日曜日に当たるときは、その前日）に、それぞれその日に在職する職員に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれその支給日現在において職員が受けるべき俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に於て、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の五十
- 二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十
- 三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

（勤勉手当）

第十九条の五 勤勉手当は、十二月十五日（この日が日曜日に当たるときは、その前日）に在職する職員に、その日以前十二月以内の期間におけるその者の勤務成績に於て、その日に支給する。

2 勤勉手当の額は、前項の職員がその支給日現在において受けるべき俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がその支給日現在において受けるべき俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額に百分の五十を乗じて得た額の総額をこえてはならない。

第二十二條第一項中「二千二百円」を「三千円」に改める。

第二十三條第五項中「その休職の期間中、」の下に「人事院規則の定めるところに従い、」を加え、「百分の七十以内」を「百分の百以内」に改め、同項の次に次の一項を加える。

6 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定がない限り、前五項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
附則に次の三項を加える。

7 昭和二十七年においては、造幣局特別会計、印刷局特別会計、国有林野事業特別会計、アルコール専売事業特別会計又は郵政事業特別会計において給与を支弁する職員（管理又は監督の地位にある）一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二四）

一九

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

る者及び機密の事務を取り扱う者を除く。)で、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十四号)施行の日在職するものに對しては、勤勉手当に代え、昭和二十七年四月一日以後におけるその者の作業又は勤務の成績に依りて、奨励手当を同法施行の日から五日以内に支給する。

8 第十九条の五第二項の規定は、奨励手当の額について準用する。この場合において、同項中「その支給日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十四号)施行の日」と、「人事院の定める基準に従つて定める割合」とあるのは「定める割合」と読み替えるものとする。

9 奨励手当は、第五条第一項の規定の適用については、勤勉手当とみなす。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一 一般俸給表

職務の級	俸給										
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	四,四〇〇円	四,五〇〇円	四,六〇〇円	四,七〇〇円	四,八〇〇円	四,九〇〇円	五,〇〇〇円	五,一〇〇円	五,二〇〇円	円	円
二級	四,六〇〇円	四,七〇〇円	四,八〇〇円	四,九〇〇円	五,〇〇〇円	五,一〇〇円	五,二〇〇円	円	円	円	円
三級	五,〇〇〇円	五,一〇〇円	五,二〇〇円	五,三〇〇円	五,四〇〇円	五,五〇〇円	五,六〇〇円	円	円	円	円

職務の級	俸給										
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
四級	五,四〇〇円	五,五〇〇円	五,七〇〇円	五,八五〇円	六,〇〇〇円	六,二〇〇円	六,四〇〇円	六,六五〇円	七,〇〇〇円	七,九〇〇円	八,一五〇円
五級	六,〇〇〇円	六,二〇〇円	六,四〇〇円	六,六五〇円	六,九〇〇円	七,一五〇円	七,四〇〇円	七,六五〇円	七,九〇〇円	八,一五〇円	八,四〇〇円
六級	七,六五〇円	七,九〇〇円	八,一五〇円	八,四〇〇円	八,六五〇円	八,九〇〇円	九,一五〇円	九,四〇〇円	九,六五〇円	九,九〇〇円	一〇,一五〇円
七級	九,二五〇円	九,五〇〇円	九,八五〇円	一〇,一〇〇円	一〇,三五〇円	一〇,六〇〇円	一〇,八五〇円	一一,一〇〇円	一一,三五〇円	一二,一〇〇円	一二,三五〇円
八級	一一,一〇〇円	一一,三五〇円	一二,〇〇〇円	一二,四五〇円	一二,九〇〇円	一三,三五〇円	一四,〇〇〇円	一四,四五〇円	一四,九〇〇円	一五,三五〇円	一六,〇〇〇円
九級	一三,四〇〇円	一四,〇〇〇円	一四,六〇〇円	一五,二〇〇円	一五,八〇〇円	一六,四〇〇円	一七,〇〇〇円	一七,六〇〇円	一八,二〇〇円	一八,八〇〇円	一九,四〇〇円
十級	一七,一〇〇円	一七,八〇〇円	一八,五〇〇円	一九,二〇〇円	一九,九〇〇円	二〇,六〇〇円	二一,三〇〇円	二二,〇〇〇円	二二,七〇〇円	二三,四〇〇円	二四,一〇〇円
十一級	二二,六〇〇円	二三,四〇〇円	二四,二〇〇円	二五,〇〇〇円	二五,八〇〇円	二六,六〇〇円	二七,四〇〇円	二八,二〇〇円	二九,〇〇〇円	二九,八〇〇円	三〇,六〇〇円
十二級	二六,二〇〇円	二七,〇〇〇円	二七,八〇〇円	二八,六〇〇円	二九,四〇〇円	三〇,二〇〇円	三一,〇〇〇円	三一,八〇〇円	三二,六〇〇円	三三,四〇〇円	三四,二〇〇円
十三級	三一,九〇〇円	三二,〇〇〇円	三三,〇〇〇円	三三,一〇〇円	三三,二〇〇円	三三,三〇〇円	三三,四〇〇円	三三,五〇〇円	三三,六〇〇円	三三,七〇〇円	三三,八〇〇円
十四級	三八,八〇〇円	三九,〇〇〇円	三九,二〇〇円	三九,四〇〇円	三九,六〇〇円	三九,八〇〇円	四〇,〇〇〇円	四〇,二〇〇円	四〇,四〇〇円	四〇,六〇〇円	四〇,八〇〇円
十五級	五一,二〇〇円	五一,五〇〇円	五一,八〇〇円	五二,一〇〇円	五二,四〇〇円	五二,七〇〇円	五三,〇〇〇円	五三,三〇〇円	五三,六〇〇円	五三,九〇〇円	五四,二〇〇円

備考 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

別表第二 税務職員級別俸給表

職務の級	俸給額													
	俸給		給		月		額							
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級	十五級
5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	7,500	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000
5,100	5,600	6,100	6,600	7,100	7,600	8,100	8,600	9,100	9,600	10,100	10,600	11,100	11,600	12,100
5,200	5,700	6,200	6,700	7,200	7,700	8,200	8,700	9,200	9,700	10,200	10,700	11,200	11,700	12,200
5,300	5,800	6,300	6,800	7,300	7,800	8,300	8,800	9,300	9,800	10,300	10,800	11,300	11,800	12,300
5,400	5,900	6,400	6,900	7,400	7,900	8,400	8,900	9,400	9,900	10,400	10,900	11,400	11,900	12,400
5,500	6,000	6,500	7,000	7,500	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500
5,600	6,100	6,600	7,100	7,600	8,100	8,600	9,100	9,600	10,100	10,600	11,100	11,600	12,100	12,600
5,700	6,200	6,700	7,200	7,700	8,200	8,700	9,200	9,700	10,200	10,700	11,200	11,700	12,200	12,700
5,800	6,300	6,800	7,300	7,800	8,300	8,800	9,300	9,800	10,300	10,800	11,300	11,800	12,300	12,800
5,900	6,400	6,900	7,400	7,900	8,400	8,900	9,400	9,900	10,400	10,900	11,400	11,900	12,400	12,900
6,000	6,500	7,000	7,500	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000
6,100	6,600	7,100	7,600	8,100	8,600	9,100	9,600	10,100	10,600	11,100	11,600	12,100	12,600	13,100
6,200	6,700	7,200	7,700	8,200	8,700	9,200	9,700	10,200	10,700	11,200	11,700	12,200	12,700	13,200
6,300	6,800	7,300	7,800	8,300	8,800	9,300	9,800	10,300	10,800	11,300	11,800	12,300	12,800	13,300
6,400	6,900	7,400	7,900	8,400	8,900	9,400	9,900	10,400	10,900	11,400	11,900	12,400	12,900	13,400
6,500	7,000	7,500	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000	13,500
6,600	7,100	7,600	8,100	8,600	9,100	9,600	10,100	10,600	11,100	11,600	12,100	12,600	13,100	13,600
6,700	7,200	7,700	8,200	8,700	9,200	9,700	10,200	10,700	11,200	11,700	12,200	12,700	13,200	13,700
6,800	7,300	7,800	8,300	8,800	9,300	9,800	10,300	10,800	11,300	11,800	12,300	12,800	13,300	13,800
6,900	7,400	7,900	8,400	8,900	9,400	9,900	10,400	10,900	11,400	11,900	12,400	12,900	13,400	13,900
7,000	7,500	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000
7,100	7,600	8,100	8,600	9,100	9,600	10,100	10,600	11,100	11,600	12,100	12,600	13,100	13,600	14,100
7,200	7,700	8,200	8,700	9,200	9,700	10,200	10,700	11,200	11,700	12,200	12,700	13,200	13,700	14,200
7,300	7,800	8,300	8,800	9,300	9,800	10,300	10,800	11,300	11,800	12,300	12,800	13,300	13,800	14,300
7,400	7,900	8,400	8,900	9,400	9,900	10,400	10,900	11,400	11,900	12,400	12,900	13,400	13,900	14,400
7,500	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000	14,500
7,600	8,100	8,600	9,100	9,600	10,100	10,600	11,100	11,600	12,100	12,600	13,100	13,600	14,100	14,600
7,700	8,200	8,700	9,200	9,700	10,200	10,700	11,200	11,700	12,200	12,700	13,200	13,700	14,200	14,700
7,800	8,300	8,800	9,300	9,800	10,300	10,800	11,300	11,800	12,300	12,800	13,300	13,800	14,300	14,800
7,900	8,400	8,900	9,400	9,900	10,400	10,900	11,400	11,900	12,400	12,900	13,400	13,900	14,400	14,900
8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000	14,500	15,000
8,100	8,600	9,100	9,600	10,100	10,600	11,100	11,600	12,100	12,600	13,100	13,600	14,100	14,600	15,100
8,200	8,700	9,200	9,700	10,200	10,700	11,200	11,700	12,200	12,700	13,200	13,700	14,200	14,700	15,200
8,300	8,800	9,300	9,800	10,300	10,800	11,300	11,800	12,300	12,800	13,300	13,800	14,300	14,800	15,300
8,400	8,900	9,400	9,900	10,400	10,900	11,400	11,900	12,400	12,900	13,400	13,900	14,400	14,900	15,400
8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000	14,500	15,000	15,500
8,600	9,100	9,600	10,100	10,600	11,100	11,600	12,100	12,600	13,100	13,600	14,100	14,600	15,100	15,600
8,700	9,200	9,700	10,200	10,700	11,200	11,700	12,200	12,700	13,200	13,700	14,200	14,700	15,200	15,700
8,800	9,300	9,800	10,300	10,800	11,300	11,800	12,300	12,800	13,300	13,800	14,300	14,800	15,300	15,800
8,900	9,400	9,900	10,400	10,900	11,400	11,900	12,400	12,900	13,400	13,900	14,400	14,900	15,400	15,900
9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000	14,500	15,000	15,500	16,000

備考 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

別表第三 警察職員、海上保安庁職員(人事院規則で指定する者に限る。)及び矯正職員級別俸給表

職務の級	俸給額													
	俸給		給		月		額							
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級	十五級
5,850	6,000	6,150	6,300	6,450	6,600	6,750	6,900	7,050	7,200	7,350	7,500	7,650	7,800	7,950
5,950	6,100	6,250	6,400	6,550	6,700	6,850	7,000	7,150	7,300	7,450	7,600	7,750	7,900	8,050
6,050	6,200	6,350	6,500	6,650	6,800	6,950	7,100	7,250	7,400	7,550	7,700	7,850	8,000	8,150
6,150	6,300	6,450	6,600	6,750	6,900	7,050	7,200	7,350	7,500	7,650	7,800	7,950	8,100	8,250
6,250	6,400	6,550	6,700	6,850	7,000	7,150	7,300	7,450	7,600	7,750	7,900	8,050	8,200	8,350
6,350	6,500	6,650	6,800	6,950	7,100	7,250	7,400	7,550	7,700	7,850	8,000	8,150	8,300	8,450
6,450	6,600	6,750	6,900	7,050	7,200	7,350	7,500	7,650	7,800	7,950	8,100	8,250	8,400	8,550
6,550	6,700	6,850	7,000	7,150	7,300	7,450	7,600	7,750	7,900	8,050	8,200	8,350	8,500	8,650
6,650	6,800	6,950	7,100	7,250	7,400	7,550	7,700	7,850	8,000	8,150	8,300	8,450	8,600	8,750
6,750	6,900	7,050	7,200	7,350	7,500	7,650	7,800	7,950	8,100	8,250	8,400	8,550	8,700	8,850
6,850	7,000	7,150	7,300	7,450	7,600	7,750	7,900	8,050	8,200	8,350	8,500	8,650	8,800	8,950
6,950	7,100	7,250	7,400	7,550	7,700	7,850	8,000	8,150	8,300	8,450	8,600	8,750	8,900	9,050
7,050	7,200	7,350	7,500	7,650	7,800	7,950	8,100	8,250	8,400	8,550	8,700	8,850	9,000	9,150
7,150	7,300	7,450	7,600	7,750	7,900	8,050	8,200	8,350	8,500	8,650	8,800	8,950	9,100	9,250
7,250	7,400	7,550	7,700	7,850	8,000	8,150	8,300	8,450	8,600	8,750	8,900	9,050	9,200	9,350
7,350	7,500	7,650	7,800	7,950	8,100	8,250	8,400	8,550	8,700	8,850	9,000	9,150	9,300	9,450
7,450	7,600	7,750	7,900	8,050	8,200	8,350	8,500	8,650	8,800	8,950	9,100	9,250	9,400	9,550
7,550	7,700	7,850	8,000	8,150	8,300	8,450	8,600	8,750	8,900	9,050	9,200	9,350	9,500	9,650
7,650	7,800	7,950	8,100	8,250	8,400	8,550	8,700	8,850	9,000	9,150	9,300	9,450	9,600	9,750
7,750	7,900	8,050	8,200	8,350	8,500	8,650	8,800	8,950	9,100	9,250	9,400	9,550	9,700	9,850
7,850	8,000	8,150	8,300	8,450	8,600	8,750	8,900	9,050	9,200	9,350	9,500	9,650	9,800	9,950
7,950	8,100	8,250	8,400	8,550	8,700	8,850	9,000	9,150	9,300	9,450	9,600	9,750	9,900	10,050
8,050	8,200	8,350	8,500	8,650	8,800	8,950	9,100	9,250	9,400	9,550	9,700	9,850	10,000	10,150
8,150	8,300	8,450	8,600	8,750	8,900	9,050	9,200	9,350	9,500	9,650	9,800	9,950	10,100	10,250
8,250	8,400	8,550	8,700	8,8										

別表第四 船員級別俸給表

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律(三二四)

職務の級	俸給										
	一 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	七 級	八 級	九 級	十 級	十 二 級
一級	四,七〇〇	四,八〇〇	四,九〇〇	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇
二級	四,七〇〇	四,八〇〇	四,九〇〇	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇
三級	四,九〇〇	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇
四級	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇
五級	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇
六級	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇
七級	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇
八級	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇
九級	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇
十級	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇
十一級	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇
十二級	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇	六,八〇〇
十三級	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇	六,八〇〇	六,九〇〇
十四級	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇	六,八〇〇	六,九〇〇	七,〇〇〇

備考 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

別表第五 企業官庁職員級別俸給表

職務の級	俸給													
	一 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	七 級	八 級	九 級	十 級	十 一 級	十 二 級	十 三 級	十 四 級
一級	四,六〇〇	四,七〇〇	四,八〇〇	四,九〇〇	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇
二級	四,六〇〇	四,七〇〇	四,八〇〇	四,九〇〇	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇
三級	四,七〇〇	四,八〇〇	四,九〇〇	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇
四級	四,八〇〇	四,九〇〇	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇
五級	四,九〇〇	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇
六級	五,〇〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇
七級	五,一〇〇	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇
八級	五,二〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇
九級	五,三〇〇	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇
十級	五,四〇〇	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇
十一級	五,五〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇	六,八〇〇
十二級	五,六〇〇	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇	六,八〇〇	六,九〇〇
十三級	五,七〇〇	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇	六,八〇〇	六,九〇〇	七,〇〇〇
十四級	五,八〇〇	五,九〇〇	六,〇〇〇	六,一〇〇	六,二〇〇	六,三〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	六,六〇〇	六,七〇〇	六,八〇〇	六,九〇〇	七,〇〇〇	七,一〇〇

備考 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二四）
 別表第六 勤務地手当支給地域区分表

北海道	都道府県	区	分	支	給	地	域
		四級地		札幌市 小樽市 石狩支庁管内			札幌市のうち字苗穂、元村及び丘珠 琴似町のうち字八軒、二十四軒、琴似、山手、 宮ノ森、新川、新琴似及び登寒 豊平町のうち字月寒、美園、平岸、中ノ島、東 月寒、羊ヶ丘、福住、北野、清田、西岡及び澄 川並びに真駒内、石山、藤野、篠舞、豊滝及び 定山溪の区域で定山溪鉄道の線路から二キロメ ートル以内の地域
		三級地		旭川市 函館市 室蘭市 釧路市 夕張市			

二級地	三級地
帯広市 北見市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 石狩支庁管内	岩見沢市 美瑛市 石狩支庁管内 上川支庁管内 渡島支庁管内 江別町 千歳町 神楽村のうち字神楽及び神楽ヶ岡 上磯町字七重浜 亀田村のうち字富岡、中道、鍛冶、本町、昭 和、赤川通及び港
豊平町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 手稲町	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二四）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

- 空知支庁管内
 - 三笠町
 - 砂川町
 - 上砂川町
 - 奈井江町
 - 滝川町
 - 歌志内町
 - 芦別町
 - 赤平町
 - 深川町
- 上川支庁管内
 - 東鷹栖村のうち町村道七号道路と町村道十四号道路とには含まれる地域
 - 神居村のうち字本町、神岡、忠和及び雨紛名寄町
 - 塩谷村
 - 余市町
 - 江差町
 - 奥尻村
- 渡島支庁管内
 - 上磯町のうち字七重浜以外の地域
 - 亀田村のうち三級地に含まれる地域以外の地域

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一級地	胆振支庁管内 幌別町 安平村 追分村 静内町 浦河町 十勝支庁管内 川西村字稲田 根室町 根室支庁管内 香深村 船泊村 船泊村 鴛泊村 沓形町 仙法志村 鬼臨村 天売村 焼尻村
留萌支庁管内	留萌支庁管内 天売村 焼尻村
石狩支庁管内	石狩支庁管内 篠路村 広島村 石狩町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

三〇

空知支庁管内

- 当別町
- 新篠津村
- 厚田村
- 浜益村
- 恵庭町
- 栗沢町
- 幌向村
- 江部乙町
- 由仁町
- 長沼町
- 栗山町
- 妹背牛町
- 一己村
- 納内村
- 沼田町
- 幌加内村
- 東鷹栖村のうち二級地に含まれる地域以外の地域
- 鷹栖村

上川支庁管内

- 東旭川村
- 神楽村のうち三級地に含まれる地域以外の地域
- 東神楽村
- 神居村のうち二級地に含まれる地域以外の地域
- 永山村
- 当麻村
- 比布村
- 上川町
- 東川村
- 美瑛町
- 富良野町
- 和寒村
- 剣淵村
- 士別町
- 多寄村
- 美深町
- 大江村
- 古平町
- 美国町

後志支庁管内

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

三一

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

三二

島野村
 岩内町
 前田村
 発足村
 小沢村
 俱知安町
 京極村
 喜茂別村
 狩太町
 寿都町
 檜山支庁管内
 厚沢部村
 瀬棚町
 東瀬棚村
 今金町
 松前町
 福島町
 木古内町
 大野村
 七飯村
 渡島支庁管内

銭亀沢村
 森町
 落部村
 八雲町
 長万部町
 伊達町
 虻田町
 白老村
 鶴川村
 新冠村
 三石町
 様似町
 幌泉村
 大正村
 川西村のうち字稲田以外の地域
 芽室町
 清水町
 新得町
 音更村
 十勝支庁管内
 日高支庁管内
 胆振支庁管内

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

三三

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

三四

- 幕別町
- 池田町
- 陸別村
- 本別町
- 西足寄町
- 豊頃村
- 浦幌村
- 大津村
- 広尾町
- 大樹町
- 釧路国支庁管内
- 釧路村
- 昆布森村
- 厚岸町
- 浜中村
- 標茶町
- 弟子屈町
- 白糠町
- 音別村

根室支庁管内のうち根室町以外の地域

網走支庁管内

- 女満別町
- 美幌町
- 津別町
- 斜里町
- 上斜里村
- 端野村
- 訓子府町
- 置戸町
- 相内村
- 留辺蘂町
- 佐呂間村
- 常呂町
- 生田原村
- 遠軽町
- 丸瀬布村
- 上湧別村
- 紋別町
- 渚滑村
- 滝上町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

三五

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

青森県	
一級地	二級地
<p>弘前市のうち二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>東津軽郡</p> <p>大野村大字大野</p> <p>荒川村大字荒川</p> <p>新城村大字新城</p> <p>筒井町大字筒井</p> <p>原別村大字原別</p> <p>野内村</p>	<p>青森市</p> <p>弘前市のうち昭和三年三月三十一日における弘前市の区域</p> <p>八戸市</p> <p>上北郡</p> <p>大三沢町</p> <p>興部町</p> <p>雄武町</p> <p>宗谷支庁管内のうち二級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>留萌支庁管内</p> <p>増毛町</p> <p>羽幌町</p> <p>天塩町</p>

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

<p>西津軽郡</p> <p>中津軽郡</p> <p>南津軽郡</p> <p>北津軽郡</p> <p>上北郡</p> <p>下北郡</p> <p>三戸郡</p>	<p>鱒ヶ沢町</p> <p>木造町</p> <p>舞戸村</p> <p>千年村大字原ヶ平</p> <p>藤代村大字鳥町</p> <p>黒石町</p> <p>大鰐町大字大鰐</p> <p>尾上町大字追子野木</p> <p>中郷村のうち大字株梗ノ木、黒石、東野添及び境松</p> <p>蔵館町大字蔵館</p> <p>五所河原町</p> <p>野辺地町大字野辺地</p> <p>七戸町</p> <p>三本木町大字三本木</p> <p>田名部町</p> <p>大湊町</p> <p>上長苗代村大字尻内</p> <p>市川村</p>
--	--

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

岩手県	
二級地	一級地
盛岡市 釜石市 宮古市 上閉伊郡 甲子村	一ノ関市 大船渡市 岩手郡 沼宮内町 巻堀村 花巻町 黒沢尻町 水沢町 前沢町 岩谷堂町 千厩町 大原町 藤沢町 高田町 気仙郡 気仙町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

宮城県		
三級地	二級地	一級地
仙台市 遠野町 大槌町 鶴住居村 山田町 岩泉町 久慈町 長内町 福岡町 一戸町	石巻市 塩釜市	上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡
仙台市	古川市 刈田郡 柴田郡	白石町 大河原町 村田町 船岡町

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

四〇

栗原郡	遠田郡	玉造郡	志田郡	加美郡	黒川郡	宮城郡	名取郡	亶理郡	伊具郡
築館町	不動堂町	涌谷町	鳴子町	岩出山町	鹿島台町	三本木町	小野田町	中新田町	吉岡町
					七ヶ浜村	多賀城町	松島町	増田町	岩沼町
								山下村	亶理町
								丸森町	角田町

秋田県		
一級地	二級地	
横手市	能代市	登米郡
	大館市	登米郡
		登米郡
		佐沼町
		鶯沢町
		若柳町
		岩ヶ崎町
		登米町
		飯野川町
		矢本町
		渡波町
		女川町
		鮎川町
		稲井村
		志津川町
		気仙沼町
		本吉郡
		牡鹿郡
		桃生郡
		秋田市
		秋田県

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

四一

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

- 鹿角郡 花輪町
- 尾去沢町
- 毛馬内町
- 小坂町
- 大湯町
- 鷹巣町
- 北秋田郡 花岡町
- 扇田町
- 米内沢町
- 阿仁合町
- 二ツ井町
- 一日市町
- 南秋田郡 五城目町
- 船川港町
- 由利郡 本荘町
- 象潟町
- 矢島町
- 大曲町
- 仙北郡 刈和野町

山形県		
二級地	一級地	
雄勝郡 平鹿郡	山形市 米沢市 酒田市	鶴岡市 新庄市 南村山郡 東村山郡 西村山郡 北村山郡
六郷町 花館村 角館町 増田町 十文字町 浅舞町 湯沢町		上ノ山町 滝山村 天童町 寒河江町 谷地町 楯岡町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

福島県	
二級地	福島市 郡山市 平市 石城郡
一級地	若松市 白河市 信夫郡 伊達郡
	東根町 赤湯町 長井町 小国町 温海町 加茂町
	小名浜町 湯本町 内郷町
	飯坂町 桑折町 伊達町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

安達郡
安積郡
岩瀬郡
南会津郡
北会津郡
耶麻郡
河沼郡
大沼郡
東白川郡

湯野町
藤田町
梁川町
保原町
川俣町
二本松町
油井村
本宮町
熱海町
大槻町
日和田町
富久山町
須賀川町
田島町
東山村
喜多方町
坂下町
高田町
棚倉町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

茨城県	
三級地	
水戸市	西白河郡 矢吹町 石川郡 石川町 田村郡 三春町 石城郡 小野新町 泉村 植田町 錦町 勿来町 豊間町 江名町 好間村 四倉町 富岡町 浪江町 相馬郡 中村町 原町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

二級地	日立市 土浦市 古河市 北相馬郡 真壁郡 鹿島郡 新治郡
一級地	東茨城郡 石塚町 磯浜町 大貫町 笠間町 実戸町 那珂湊町 那珂郡 平磯町 勝田町 菅谷町 大宮町 大子町 久慈郡

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

- 大田町
- 久慈町
- 多賀郡
- 高萩町
- 南中郷村
- 磯原町
- 鹿島郡
- 銚田町
- 鹿島町
- 麻生町
- 潮来町
- 江戸崎町
- 阿見町
- 竜ヶ崎町
- 高浜町
- 柿岡町
- 谷田部町
- 上郷村
- 筑波町
- 小野川村

栃木県	
三級地	宇都宮市 足利市
二級地	栃木市 佐野市 鹿沼市 上都賀郡
	北相馬郡 猿島郡 結城郡 真壁郡
	下妻町 真壁町 結城町 宗道村 水海道町 勝鹿村 岩井町 境町 布川町
	今市町 日光町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一級地	
下都賀郡 塩谷郡	足尾町 小山町 塩原町 藤原町
河内郡 芳賀郡	雀宮村 真岡町 益子町 茂木町 矢板町 氏家町 喜連川町 大田原町 烏山町 馬頭町 黒磯町 狩野村 西那須野町 田沼町
塩谷郡	
那須郡	
安蘇郡	

群馬県	
三級地	二級地
足利郡	前橋市
葛生町 三重村 山前村 三和村 葉鹿町 小俣町 菱村 御厨町 山辺町	高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 北群馬郡 吾妻郡 邑楽郡
	渋川町 伊香保町 草津町 館林町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一級地	
多野郡 甘楽郡	藤岡町 富岡町
群馬郡	倉賀野町 元総社村
北群馬郡	金島村
多野郡	新町
碓氷郡	安中町
吾妻郡	白井町
	中之条町
	原町
利根郡	坂上村
	沼田町
	水上町
新田郡	尾島町
山田郡	梅田村
	川内村
	大間間町
	相生村

埼玉県	
三級地	四級地
川越市 熊谷市 所沢市 北足立郡	浦和市 川口市 大宮市 北足立郡
戸田町 草加町 与野町	蕨町
	勢多郡
	昌楽郡
	毛里田村 矢場川村 休泊村 六郷村 小泉町 大胡町 新里村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一級地	二級地
北足立郡	行田市 秩父市 北足立郡
比企郡	谷塚町 鴻巣町 大和田町 片山村 豊岡町 入間川町 飯能町 松山町
入間郡	
土合村 美笹村 新田村 安行村	志木町 朝霞町 大和町 鳩ヶ谷町

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

戸塚村
大門村
野田村
片柳村
大久保村
馬宮村
植水村
指扇村
平方町
大谷村
大石村
上尾町
伊奈村
桶川町
北本宿村
箕田村
吹上町
七里村
春岡村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

入間郡

- 原市町
- 内間木村
- 宗岡村
- 水谷村
- 芳野村
- 古谷村
- 南古谷村
- 高階村
- 福岡村
- 柳瀬村
- 三ヶ島村
- 元狭山村
- 宮寺村
- 金子村
- 東金子村
- 藤沢村
- 入間村
- 福原村
- 大東村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

児玉郡

- 旭村
- 本庄町
- 小鹿野町
- 吉田町
- 野上町
- 皆野町
- 高篠村

秩父郡

- 横瀬村
- 大河村

比企郡

- 小川町
- 霞ヶ関村

- 高麗村

- 高麗川村

- 高萩村

- 名細村

- 越生町

- 毛呂山町

- 坂戸町

- 山田村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

五八

大里郡

- 児玉町
- 神保原村
- 三尻村
- 妻沼町
- 幡羅村
- 深谷町
- 大寄村
- 岡部村
- 藤沢村
- 寄居町
- 羽生町
- 加須町
- 騎西町
- 礼羽村
- 不動岡町
- 三俣村
- 岩槻町
- 春日部町
- 大袋村

北埼玉郡

南埼玉郡

北葛飾郡

- 出羽村
- 蒲生村
- 川柳村
- 八条村
- 八幡村
- 潮止村
- 大相模村
- 越ヶ谷町
- 大沢町
- 久喜町
- 鷲宮町
- 黒浜村
- 蓮田町
- 菖蒲町
- 栗橋町
- 幸手町
- 杉戸町
- 吉川町
- 彦成村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

五九

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

千葉県	
四級地	千葉市 市川市 船橋市 松戸市
三級地	銚子市 野田市 千葉郡 東葛飾郡 幕張町 津田沼町 二宮町 浦安町 南行徳町 行徳町 柏町 八街町
二級地	印旛郡

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

二級地	木更津市 館山市 佐原市 茂原市のうち昭和二十七年三月三十一日における長生郡茂原町及び東郷村の区域 千葉郡 東葛飾郡 印旛郡
一級地	山武郡 成東町 東金町 成田町 佐倉町 千代田町 旭村 我孫子町 小金町 生浜町
一級地	安房郡 鴨川町 千倉町 茂原市のうち二級地に含まれる地域以外の地域

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

港区
新宿区
文京区
台東区
墨田区
江東区
品川区
目黒区
大田区
世田谷区
渋谷区
中野区
杉並区
豊島区
北区
荒川区
板橋区
練馬区
足立区

四級地

葛飾区
江戸川区
立川市
武蔵野市
三鷹市
八王子市のうち昭和十六年九月三十日における八王子市の区域
北多摩郡
府中町
調布町
神代村
狛江村
小金井町
国立町
国分寺町
田無町
八王子市のうち五級地に含まれる地域以外の地域
青梅市
西多摩郡
南多摩郡
福生町
稲城村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二四）

三級地	四級地
<p>北多摩郡のうち五級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 町田町</p> <p>西多摩郡 瑞穂町</p> <p>南多摩郡 五日市町 横山村 浅川町</p> <p>北多摩郡 日野町 砂川村 拝島村 村山村 大和村 東村山町 清瀬村 久留米村</p> <p>大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内</p>	<p>西多摩郡のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 南多摩郡のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>横浜市のうち昭和十四年三月三十一日における横浜市の区域 戸塚区のうち戸塚町の一の区、二の区、三の区、 一丁目、二丁目及び三丁目、吉田町吉田並びに 矢部町後矢際</p> <p>横須賀市のうち昭和十八年三月三十一日における横須賀市及び 三浦郡浦賀町の区域</p> <p>川崎市のうち昭和二年四月一日田島町を編入したときの川崎市 の区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域</p> <p>鎌倉市 三浦郡 葉山町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 逗子町</p> <p>横浜市のうち五級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>横須賀市のうち五級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>川崎市のうち五級地に含まれる地域以外の地域</p>

神奈川県	二級地	五級地	四級地
	<p>西多摩郡のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 南多摩郡のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>横浜市のうち昭和十四年三月三十一日における横浜市の区域 戸塚区のうち戸塚町の一の区、二の区、三の区、 一丁目、二丁目及び三丁目、吉田町吉田並びに 矢部町後矢際</p> <p>横須賀市のうち昭和十八年三月三十一日における横須賀市及び 三浦郡浦賀町の区域</p> <p>川崎市のうち昭和二年四月一日田島町を編入したときの川崎市 の区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域</p> <p>鎌倉市 三浦郡 葉山町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 逗子町</p> <p>横浜市のうち五級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>横須賀市のうち五級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>川崎市のうち五級地に含まれる地域以外の地域</p>		

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二四）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二四）

三級地	藤沢市 三浦郡 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 三浦郡 高座郡	葉山町のうち字木古庭、上山口及び下山口 三崎町 海老名町 座間町 相模原町 大和町 渋谷町 大磯町 湯本町 温泉村 宮城野村 仙石原村 箱根町 元箱根村
	中郡 足柄下郡	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三二四）

二級地	愛甲郡 三浦郡 高座郡 中郡	芦之湯村 湯河原町 厚木町 南毛利村 初声村 寒川町 小出村 御所見村 有馬村 綾瀬町 国府村 二宮町 伊勢原町 大根村 秦野町 東秦野村 南秦野町 大野町
-----	-------------------------	---

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

足柄上郡	松田町 山北町 南足柄町 吉田島村 岡本村 前羽村 国府津町 酒匂町 真鶴町 吉浜町 愛川町 川尻村 中野町 与瀬町
足柄下郡	
愛甲郡	
津久井郡	
一級地	
三浦郡	南下浦町
中郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	
足柄上郡	中井村 相和村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

足柄下郡	曾我村 金田村 清水村 北足柄村 福沢村 酒田村 豊川村 上府中村 下曾我村 下中村 片浦村 岩村 福浦村 依知村 中津村 高峰村 荻野村 陸合村 小鮎村
愛甲郡	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

新潟県	
一級地	二級地
柏崎市	新潟市 長岡市 高田市 三条市 新津市 西頸城郡
	津久井郡 玉川村 湘南村 三沢村 串川村 内郷村 千木良村 小原町 吉野町 小淵村
	糸魚川町 青海町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

新発田市 北蒲原郡	中蒲原郡	西蒲原郡	南蒲原郡
水原町 葛塚町 五十公野村 上杉原 中条町 白根町 小須戸町 五泉町 村松町 亀田町 内野町 地蔵堂町 吉田町 巻町 曾根町 黒崎村 燕町 加茂町 今町			

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

東浦原郡
三島郡

見附町
津川町
片貝町

古志郡

関原町
脇野町

北魚沼郡

与板町
出雲崎町

南魚沼郡

寺泊町
宮内町

中魚沼郡

栃尾町
小千谷町

刈羽郡

堀之内町
小出町

東頸城郡

高浜町
安塚村

中頭城郡

下保倉村
柿崎町

西頸城郡

新井町
直江津町

岩船郡

名立町
能生町

佐渡郡

歌外波村
保内村

岩船町
瀬波町
村上町
相川町
沢根町
河原田町
真野町
小木町
両津町

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

富山県		
三級地	二級地	一級地
富山市	高岡市 新湊市 氷見市	魚津市 上新川郡 中新川郡 下新川郡
		大久保町 大沢野町 上滝町 水橋町 滑川町 上市町 雄山町 桜井町 生地町 入善町 泊町

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

婦負郡	射水郡	氷見郡	東礪波郡	西礪波郡
四方町 八尾町 呉羽村 婦中町 保内村 古里村 小杉町 大門町 窪村 城端町 庄川町 福野町 礪波町 石動町 福光町 津沢町 戸出町 福岡町				

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

石川県		
三級地	二級地	一級地
金沢市	七尾市 小松市 江沼郡	江沼郡
松任町	大聖寺町 山中町 山代町 片山津町 動橋町 輪島町	三木村 瀬越村 三谷村 南郷村 河南村 西谷村 東谷口村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

能美郡	勅使村 橋立町 篠原村 分校村 那谷村 矢田野村 月津村 塩屋村 寺井野町 根上町 山上村 美川町 鶴来町 野々市町 押野村 津幡町 中条村のうち字北中条及び南中条
石川郡	津幡町
河北郡	津幡町
羽咋郡	羽咋町
鳳至郡	宇出津町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

福井県		
三級地	二級地	一級地
珠洲郡 穴水町 飯田町 上戸村字北方 直村 若山村字出田	福井市 敦賀市 武生市 小浜市	吉田郡 坂井郡 森田町 松岡町 三国町 荻原町 吉崎村 金津町 丸岡町 春江町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

山梨県	
三級地	二級地
甲府市 富士吉田市 大野郡 今立郡 丹生郡 大飯郡 敦賀郡	東山梨郡 南都留郡 塩山町 谷村町 船津村 大野町 下庄町 勝山町 鯖江町 神明町 栗田部町 朝日町 四ヶ浦町 織田町 粟野村 高浜町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

北都留郡	大月町 上野原町
東山梨郡	日下部町 加納岩町 日川村 勝沼町
西山梨郡	山城村 住吉村 玉諸村 甲運村 石和町
東八代郡 西八代郡 南巨摩郡	市川大門町 増穂町 鯉沢町 身延町 竜王村 玉幡村 敷島町
中巨摩郡	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

長野県	
二級地	
長野市 松本市 上田市 岡谷市	
北都留郡	昭和村 小笠原町 巨摩町 垂崎町 室村 禾生村 東桂村 西桂町 忍野村 中野村 小立村 勝山村 猿橋町 島田村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

		一級地	
飯田市	諏訪市	北佐久郡	南佐久郡
小諸町	軽井沢町	上高井郡	白田町
下諏訪町	福島町	西筑摩郡	野沢町
須坂町	上松町	諏訪郡	中込町
		北佐久郡	岩村田町
		小県郡	丸子町
		諏訪郡	ちの町
		上伊那郡	伊那町
			赤穂町
			辰野町
			中箕輪町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

		三級地	
東筑摩郡	塩尻町	東筑摩郡	塩尻町
南安曇郡	本郷村	東筑摩郡	塩尻町
南安曇郡	豊科町	東筑摩郡	塩尻町
北安曇郡	穂高町	東筑摩郡	塩尻町
北安曇郡	大町	東筑摩郡	塩尻町
更級郡	池田町	東筑摩郡	塩尻町
更級郡	篠ノ井町	東筑摩郡	塩尻町
更級郡	上山田町	東筑摩郡	塩尻町
埴科郡	屋代町	東筑摩郡	塩尻町
埴科郡	松代町	東筑摩郡	塩尻町
埴科郡	戸倉町	東筑摩郡	塩尻町
埴科郡	埴生町	東筑摩郡	塩尻町
下高井郡	中野町	東筑摩郡	塩尻町
下高井郡	飯山町	東筑摩郡	塩尻町
岐阜市		東筑摩郡	塩尻町
大垣市		東筑摩郡	塩尻町
高山市		東筑摩郡	塩尻町
多治見市		東筑摩郡	塩尻町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一級地	二級地
稲葉郡	中津川市
吉城郡	関市
恵那郡	稲葉郡
	羽島郡
	本巣郡
	郡上郡
	土岐郡
	厚見村
	笠松町
	北方町
	八幡町
	土岐津町
	下石町
	駄知町
	泉町
	長島町
	大井町
	陶町
	神岡町
	鏡島村
	更木村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

羽島郡
 各務村
 蘇原町
 川島村
 中屋村
 上羽栗村
 下羽栗村
 八剣村
 柳津村
 足近村
 竹ヶ鼻町
 江吉良村
 高須町
 今尾町
 高田町
 垂井町
 赤坂町
 関ヶ原町
 神戸町
 安八郡
 養老郡
 不破郡
 海津郡

一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

揖斐郡
本巢郡
山県郡
武儀郡

墨俣町
揖斐町
穂積町
高富町
美濃町
下牧村
上牧村

郡上郡
加茂郡

乾村
洞戸村
金山町
白鳥町
太田町
古井町
大字
下古井

可児郡

川辺町
八百津町
御嵩町
中町
字中
兼山町
伏見町

土岐郡

今渡町
広見町
妻木町
鶴里村
肥田村
瑞浪
土岐町

恵那郡

稲津村
釜戸村
落合村
坂下町
付知町
坂本村
岩村町
遠山村
明知町
萩原町
小坂町
下呂町
竹原村

益田郡

一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

静岡県			
二級地	三級地	四級地	
磐田市 吉原市 島田市 富士宮市 三島市	清水市 沼津市 浜松市	伊東市 熱海市 静岡市	大野郡 下原村 大八賀村 久々野村 吉川町 国府村 上宝村 吉城郡

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一級地	
田方郡	焼津市 賀茂郡 田方郡 駿東郡 富士郡 安倍郡 賀茂郡
函南村 修善寺町 土肥町 伊豆長岡町 中郷村 田子村 松崎町 南中村 稲生沢村 稲取町	下田町 宇佐美村 網代町 御殿場町 小山町 富士町 有度村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

九二

斐山村
大仁町
北狩野村
駿東郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
庵原郡 富士川町
蒲原町
由比町
興津町
庵原村
袖師町
飯田村
高部村
大河内村
玉川村
美和村
服織村
中藁科村
南藁科村

安倍郡

藤枝町
岡部町
東川根村
大長村
大津村
六合村
青島町
小川町
西益津村
東益津村
御前崎村
地頭方村
相良町
川崎町
吉田町
金谷町
上川根村
掛川町
横須賀町

志太郡

藤枝町
岡部町
東川根村
大長村
大津村
六合村
青島町
小川町
西益津村
東益津村
御前崎村
地頭方村
相良町
川崎町
吉田町
金谷町
上川根村
掛川町
横須賀町

榛原郡

小笠郡

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

九三

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

- 池新田町
- 堀之内町
- 森町
- 袋井町
- 磐田郡
- 周智郡
- 福田町
- 掛塚町
- 井通村
- 池田村
- 富岡村
- 二俣町
- 竜山村
- 山香村
- 佐久間村
- 浦川町
- 水窪町
- 芳川村
- 飯田村
- 和田村
- 長上村
- 浜名郡

愛知県		
四級地	五級地	
名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	引佐郡
昭和区のうち川原通と檀溪通とを結ぶ線から東の地域	瑞穂区のうち弥富通と田辺通とを結ぶ線から東南五〇メートル以遠の地域	<ul style="list-style-type: none"> 積志村 笠井町 北浜村 赤佐村 中瀬村 可美村 舞坂町 新居町 鷺津町 浜名町 気賀町 三ヶ日町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

中川区のうち八田木町及び花池町以外の荒子川から西であつて日本国有鉄道関西線の線路から南の地域
港区のうち大江町、昭和町、船見町及び潮見町以外の荒子川から西の地域
南区のうち桜本町、霞町、桜台町、元桜田町、迎山町、春日野町、扇田町及び若草町以外の東六号道路から東南五〇メートル以遠の地域

一宮市

三級地

豊橋市
岡崎市
瀬戸市
半田市のうち昭和十二年九月三十日における知多郡半田町の区域
豊川市のうち昭和十八年五月三十一日における宝飯郡豊川町の区域
津島市
刈谷市
拳母市

愛知郡
東春日井郡
西春日井郡
中島郡

宝飯郡

鳴海町
守山町
西枇杷島町
稲沢町
大和町字馬引
今伊勢町
奥町
起町
祖父江町
三谷町
蒲郡町

二級地

半田市のうち三級地に含まれる地域以外の地域
春日井市
豊川市のうち三級地に含まれる地域以外の地域
碧南市
安城市
愛知郡
東春日井郡
天白村
小牧町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

西春日井郡	旭町
	清洲町
丹羽郡	新川町
	布袋町
	犬山町
	古知野町
	岩倉町
葉栗郡	木曾川町
中島郡	大和町のうち字馬引以外の地域
	萩原町
海部郡	甚目寺町
	富田町
	南陽町
	蟹江町
	弥富町
知多郡	大府町
	有松町
	大高町
	上野町

一級地

愛知郡

碧海郡	横須賀町
幡豆郡	常滑町
南設楽郡	武豊町
宝飯郡	高浜町
	西尾町
	新城町
	形原町
	西浦町

豊明村	東春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
東郷村	西春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
日進村	丹羽郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
猪高村	葉栗郡のうち木曾川町以外の地域
長久手村	
幡山村	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一〇〇

中島郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
海部郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
知多郡 阿久比村

東浦町
八幡町
岡田町
旭町
三和村
大野町
鬼崎町
西浦町
小鈴谷町
野間町
内海町
豊浜町
師崎町
河和町
富貴村
依佐美村

碧海郡

幡豆郡

六ツ美村
矢作町
知立町
平坂町
寺津町
一色町
福地村
吉田町
幡豆町
福岡町
幸田町
岩津町
田口町
足助町
前芝村
小坂井町
御津町
塩津村
二川町

額田郡

北設楽郡
東加茂郡
宝飯郡

渥美郡

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一〇一

K 4372

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

三重県	
三級地	二級地
津市 四日市市 松阪市	宇治山田市 桑名市 上野市 鈴鹿市 三重郡 鈴鹿郡 一志郡 度会郡 名賀郡 志摩郡
田原町 福江町	楠町 亀山町 久居町 二見町 四郷村 御蔭村 名張町 鳥羽町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一級地	
北牟婁郡 南牟婁郡 桑名郡 員弁郡 三重郡 鈴鹿郡 河芸郡 飯南郡 多気郡	尾鷲町 長島町 木本町 城南村 深谷村 長島村 員弁町 菰野町 河原田村 川越村 朝日村 大矢知村 関町 久間田村 一身田町 花岡町 松尾村 相可町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

南牟婁郡	北牟婁郡	志摩郡	名賀郡	阿山郡	度会郡
阿田和町 鶴殿村 御船村	相賀町 引本町 鶴方町	波切町 和具町	阿保町 滝川村 浜島町	箕曲村 西柘植村 柘植町	三瀬谷村 小俣町 五ヶ所町

滋賀県

四級地	二級地	一級地
大津市	彦根市 長浜市 滋賀郡 栗太郡	甲賀郡 蒲生郡 神崎郡 坂田郡 栗太郡 野洲郡 甲賀郡
堅田町 治田村大字波川 草津町 瀬田町 水口町 八幡町 八日市町 米原町	治田村のうち大字波川以外の地域	守山町 野洲町 石部町 土山町 甲南町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

蒲生郡
 貴生川町
 信楽町
 金田村大字鷹飼
 中野村大字中野
 西大路村
 南比都佐村
 日野町
 北比都佐村
 御蔭村
 能登川町
 愛知川町
 高宮町
 多賀町
 虎姫町
 木之本町
 今津町
 安曇町
 高島町

神崎郡
 愛知郡
 犬上郡
 東浅井郡
 伊香郡
 高島郡

京都府

五級地

京都市

京都市のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域
 上京区のうち昭和六年三月三十一日における上賀茂村、大宮村及び鷹ヶ峰村の区域
 下京区のうち昭和六年三月三十一日における吉祥院村及び上鳥羽村の区域
 右京区のうち昭和六年三月三十一日における嵯峨町、花園村、太秦村、西院村、松尾村、桂村、川岡村、梅津村及び西京極村の区域
 東山区のうち昭和六年三月三十一日における山科町の区域
 伏見区のうち昭和六年三月三十一日における伏見市、桃山町、深草町、竹田村、醍醐村、横大路村、納所村、向島村及び下鳥羽村の区域
 左京区のうち昭和六年三月三十一日における修学院村及び松ヶ崎村の区域

京都市

右京区のうち昭和六年三月三十一日における梅ヶ畑村の区域

三級地

福知山市のうち四級地に含まれる地域以外の地域

宇治市
乙訓郡

向日町

左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村及び八瀬村の区域
福知山市のうち字厚、新庄、半田、土師、前田及び昭和十二年三月三十一日における福知山町の区域(高畑、森垣、荒木及び室の区域を除く)並びに由良川と土師川との合流点から下流三キロメートルの間の右岸堤内一キロメートル以内の区域

舞鶴市のうち字東吉原、西吉原、魚屋、竹屋、平野屋、丹波、北田辺、南田辺、田満寺、大内、本、職人町、松陰、寺内、西、宮津口、新、堀上、紺屋、京口、引土新、朝代、引土、伊佐津、公文名、布坂、高野由里、下福井、上福井、下安久、上安久、上安、倉谷、和田、余部上、余部下、長浜、北吸浜、溝尻、市場、森、行永、泉源寺、小倉、田中、鹿原、安岡、吉坂、朝来中、中田、平、吉田、木下、与保呂、福来、七日市、万願寺、京田及び今田

二級地

京都市

相楽郡

久世郡
綾喜郡

乙訓郡

舞鶴市のうち四級地に含まれる地域以外の地域
綾部市のうち昭和二十五年七月三十一日における綾部町の区域

久世村
大山崎村
長岡町
淀町
八幡町
田辺町
井手町
多賀村
木津町

伏見区のうち昭和二十五年十一月三十日における久我村及び羽東師村の区域
右京区のうち昭和二十五年十一月三十日における大枝村の区域
上京区のうち昭和二十四年三月三十一日における雲ヶ畑村の区域
左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一一〇

綾部市のうち三級地に含まれる地域以外の地域
 乙訓郡 大原野村
 久世郡 佐山村
 御牧村
 城陽町
 綾喜郡のうち三級地に含まれる地域以外の地域
 相楽郡 柳倉村
 高麗村
 上狛町
 加茂町
 笠置町
 精華村
 亀岡町
 周山町
 園部町
 八木町

一級地

与謝郡	宮津町
中郡	峰山町
竹野郡	網野町
京都市のうち五級地、四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	
相楽郡	西和東村 中和東村 東和東村
南桑田郡	篠村
	吉川村
	大井村
	千代川村
	河原林村
	保津村
北桑田郡	弓削村
船井郡	摩気町 須知町 上和知村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一一一

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

- 天田郡
 - 下和知村
 - 下六人部村
 - 上川口村
 - 金谷村
 - 上夜久野村
 - 中夜久野村
 - 下夜久野村
- 何鹿郡
 - 豊里村
- 加佐郡
 - 佐賀村
 - 大江町
 - 由良村
 - 神崎村
 - 吉津村
 - 加悦町
 - 三河内村
 - 岩滝町
 - 府中村
 - 伊根村
- 与謝郡

大阪府	
五級地	
中郡 栗田村 吉原村 大宮町 間人町 久美浜町	大阪府 堺市 岸和田市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域 豊中市 布施市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域 守口市

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

四級地	枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 豊能郡 泉北郡 中河内郡	箕面町 庄内町 高石町 和泉町 忠岡町 加美村 巽町
	三島郡 中河内郡 北河内郡	富田町 柏原町 門真町 茨田町

三級地

岸和田市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 貝塚市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 三島郡 泉北郡 泉南郡 南河内郡	味舌町 取石村 福泉町 信太村 八坂町 田尻村 尾崎町 長野町 古市町 国分町 狭山町 登美丘町 日置荘町 高鷺村 藤井寺町 道明寺町
--	--

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

	中河内郡のうち五級地及び四級地に含まれる地域以外の地域 北河内郡 庭窪町 住道町 四条駿町 志紀村
二級地	三島郡のうち四級地、三級地及び一級地に含まれる地域以外の地域 地域 泉北郡のうち五級地、三級地及び一級地に含まれる地域以外の地域 地域 泉南郡のうち田尻村及び尾崎町以外の地域 南河内郡 三日市村 南八下村 北八下村 駒ヶ谷村 西浦村 平尾村 黒山村 丹南村

兵庫県	一級地	北河内郡のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 丹比村 壇生村 三島郡 石河村 見山村 清溪村 豊能郡のうち五級地に含まれる地域以外の地域 泉北郡 南横山村 横山村 南松尾村 南河内郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 神戸市のうち四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 尼ヶ崎市 西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日における西宮市及び鳴尾村の区域
	五級地	芦屋市 伊丹市

四級地	三級地
武庫郡 川辺郡 神戸市 姫路市 明石市 川辺郡 長尾村 川西市 垂水区のうち旧垂水町の区域以外の地域	西宮市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 洲本市 相生市 加古川市 龍野市のうち昭和二十七年三月三十一日における揖保郡龍野町の地域 赤穂市のうち昭和二十六年八月三十一日における赤穂郡赤穂町の区域 西脇市のうち大字西脇、下戸田、上戸田、上野、津万、島、大野、大垣内、西島、坂本、寺内、蒲江、野村町、和布町、

二級地
神戸市のうち昭和二十六年六月三十日における有馬郡道場村、大沢村及び八多村の区域 龍野市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 豊岡市 赤穂市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 西脇市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 川辺郡 多田村 東谷村 三田町 三輪町 長尾村 有馬郡 加古郡 阿閑村 高砂町 荒井村 和田町、高田井町、小坂町、郷ノ瀬町、西田町、宮田町、日野町、富吉南町、西田町、市原町、前島町、堀町、高島町、鹿野町及び比延町

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一一〇

美濃郡	三木町
加東郡	別所村
多可郡	社町
加西郡	滝野町
加古郡	中町
	北条町
	八幡村
	加古新村
	母里村
印南郡	天満村
	曾根町
	伊保村
	米田町
	大塩町
	八木村
飾磨郡	糸引村
	四郷村
	御国野村
	花田村

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一一一

神崎郡	福崎町
	田原村
	豊富村
揖保郡	香呂村
	太子町
	揖保川町
	御津町
赤穂郡	上郡町
佐用郡	佐用町
宍粟郡	山崎町
城崎郡	城崎町
	香住町
	日高町
養父郡	八鹿町
	大蔵村
朝来郡	生野町
	和田山町
氷上郡	柏原町
	成松町
	黒井町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一一三

多紀郡	篠山町 八上村 城北村 岡野村 味間村のうち字杉、大沢及び味間新 城南村 岩屋町 福良町
津名郡 三原郡	
川辺郡	中谷村 六瀬村 西谷村 藍村 本庄村 広野村 小野村 高平村 志染村 淡河村
有馬郡	
美囊郡	

加東郡

上淡河村
奥吉川村
細川村
加茂村
河合村
来住村
市場村
小野町
大部村
福田村
野間谷村
黒田庄村
加西郡のうち北条町以外の地域
印南郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
飾磨郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
神崎郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
揖保郡
新宮町
林田村
伊勢村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一一三

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

太市村
 滝田村
 赤穂郡 若狭野村
 有年村
 佐用郡 平福町
 久崎町
 三日月町
 城下村
 宍粟郡 戸原村
 安師村
 富栖村
 河東村
 葛沢村
 神野村
 神戸村
 下三方村
 西谷村
 菅野村
 港村
 城崎郡

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

竹野村
 口佐津村
 国府村
 出石町
 出石郡 養父町
 養父郡 広谷町
 梁瀬町
 竹田町
 山口村
 村岡町
 美方郡 浜坂町
 温泉町
 佐治町
 久下村
 幸世村のうち字氷上、柳町及び佐敷
 吉見村
 生郷村
 日置村
 福住村大字福住
 多紀郡
 氷上郡

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四) 一二六

奈良県	
四級地	津名郡 古市村 由良町 志筑町 飯屋町 富島町 尾崎村 郡家町 多賀村 江井町 都志町 広田村 市村 阿万町
三級地	三原郡 奈良市 大和高田市 生駒郡 郡山町

味間村のうち二級地に含まれる地域以外の地域

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四) 一二七

二級地	磯城郡 北葛城郡 添上郡 生駒郡 山辺郡 磯城郡 宇陀郡 高市郡 北葛城郡 南葛城郡 宇智郡	伏見町 生駒町 桜井町 王寺町 樺本町 斑鳩町 丹波市町 初瀬町 田原本町 大宇陀町 榛原町 畝傍町 八木町 今井町 新庄町 下田村 御所町 五条町
-----	--	---

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一二八

一級地	添上郡
吉野郡 野原町 上市町 吉野町 大淀町 下市町	辰市村 平和村 治道村 五ヶ谷村 帯解町 明治村 生駒郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 山辺郡 二階堂村 朝和村 磯城郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 宇陀郡 宇太町 宇賀志村 伊那佐村

和歌山県

四級地	三級地	二級地
和歌山市 高市郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 北葛城郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 南葛城郡のうち御所町以外の地域 宇智郡のうち五条町及び野原町以外の地域	新宮市 海南市 田辺市 伊都郡 橋本町	海草郡 那賀郡 伊都郡 有田郡 下津町 粉河町 岩出町 高野町 湯浅町 箕島町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一二九

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一級地	
海草郡	日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡 勝浦町 那智町 串本町 白浜町 御坊町 日高郡 廣町
	加太町 西脇野村 有功村 直川村 紀伊村 西和佐村 岡崎村 西山東村 亀川村 安原村 巽村 大崎村

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

那賀郡	東野上町 椒村 名手町 王子村 狩宿村 中野上村 笠田町 妙寺町 高野口町 応其村 九度山町 藤並村 御霊村 鳥屋城村 松原村 和田村 由良町 湯川村 上南部村
伊都郡	
有田郡	
日高郡	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

西牟婁郡
 南部町
 印南町
 新庄村
 中芳養村
 上芳養村
 潮岬村
 周参見町
 東富田村
 西富田村
 南富田村
 日置町
 朝来村
 岩田村
 下里町
 太地町
 古座町
 西向町
 高池町

東牟婁郡

鳥取県	
二級地	一級地
鳥取市 米子市 岩美郡 気高郡 東伯郡 西伯郡	岩美郡 八頭郡 気高郡 東伯郡
宇倍野村 大正村 倉吉町 境町 中浜村 大篠津村	岩井町 国中村 智頭町 若桜町 郡家町 湖山村 浜村町 青谷町 上井町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

		島根県	
	一級地	二級地	
	八束郡	松江市 出雲市 浜田市 益田市 那賀郡	西伯郡 日野郡
	美保関町 森山村	江津町	三朝村 八橋町 由良町 赤碕町 上道村 殿村 日吉津村 淀江町 黒坂町 根雨町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

能義郡 安来町 宍道町
仁多郡 三成町
大原郡 横田町 大東町 木次町
飯石郡 三刀屋町 掛合町 赤名町
簸川郡 平田町 大社町 大田町 久手町 仁万町 川本町
那賀郡 国府町 都野津町
鹿足郡 津和野町

岡山県	
四級地	三級地
周吉郡 西郷町	岡山市のうち昭和二十七年三月三十一日における岡山市の区域 岡山市のうち四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 倉敷市のうち昭和二十五年八月三十一日における倉敷市の区域 玉野市 児島市 児島郡 琴浦町
二級地	
岡山市のうち昭和二十七年三月三十一日における児島郡甲浦村の区域 倉敷市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 津山市 笠岡市 玉島市 和気郡 三石町 備前町 西大寺町 総社町	

一級地	
上房郡 高梁町	御津郡 一宮村 平津村 横井村 金川町 瀬戸町 香登町 伊里村 日生町 吉永町 本荘町 和気町 牛窓町 邑久町 豊村 太伯村 鹿忍町 高島村
赤磐郡 和気郡	
邑久郡	
上道郡	

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

梶多村
財田町
浮田村
可知村
児島郡のうち琴浦町以外の地域

都窪郡
浅口郡
小田郡
城見村
陶山村
大井村
小田町
矢掛町

神島内村
神島外村
北木島町
真鍋島村
白石島村
高屋町
西江原町
後月郡

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

井原町
芳井町
真金町
高松町
生石村
真備町
昭和町
成羽町
上市町
大字
西方
新見町
勝山町
落合町
新庄村
中和村
湯原町
久世町
勝間田町
湯郷町
林野町
英田郡
勝田郡
真庭郡
阿哲郡
川上郡
吉備郡

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

広島県		
三級地	四級地	
安芸郡 尾道市 福山市 三原市	久米郡 大原町 土居町 鶴田村 吉岡村 加美町 福渡町	広島市 呉市
府中町 船越町 海田市町 江田島町		

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

二級地			
安芸郡	佐伯郡	安佐郡	賀茂郡
矢野町 坂町 音戸町 天応町 井口村 五日市町 廿日市町 大竹町 宮島町 祇園町 古市町 可部町 西条町 川尻町 安浦町 安芸津町 寺西町 竹原町			

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一四二

一級地	豊田郡 河内町 忠海町 御調郡 向島東村 向島町 土生町 沼隈郡 松永町 韮町 府中町 芦品郡 広谷村大字町 国府村大字府川 双三郡 十日市町 三次町
安芸郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 佐伯郡 平良村 宮内村 地御前村 大野町 玖波町	

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一四三

小方町
高田村
中村
鹿川町
三高村
沖村
深江村
大柿町
飛渡瀬村
川内村
八木村
安佐郡
緑井村
加計町
山県郡
高田郡
吉田町
甲立町
向原町
川上村
原村
賀茂郡
安登村

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一四四

豊田郡

本郷町

幸崎町

吉名村

中野村

東野村

木ノ江町

瀬戸田町

立花村

岩子島村

三庄町

田熊町

甲山町

東大田村字本郷

高須村

今津町

柳津村

千年村

水呑町

引野村

御調郡

世羅郡

沼隈郡

深安郡

芦品郡

大津野村

市村

千田村

御幸村

神辺町

岩谷村

広谷村のうち大字町以外の地域

国府村のうち大字府川以外の地域

栗生村

厭家町

近田村

戸手村

新市町

網引村字宮内

下川辺村

油木町

上下町

吉舎町

三良坂町

神石郡
甲奴郡
双三郡

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一四五

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

山口県	
五級地	比婆郡 田幸村字塩町 庄原町 西城町 東城町 比和町
三級地	下関市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 山口市 下関市のうち昭和十二年十一月十四日における小月町、清末村、 王司村、勝山村、吉見村、安岡町及び川中村の区域 宇部市 徳山市 防府市 下松市 岩国市 小野田市 都濃郡 富田町 福川町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

二級地	萩市 光市 玖珂郡 吉敷郡 厚狭郡	和木村 柳井町 大内村 東岐波村 阿知須町 船木町
一級地	大島郡 玖珂郡	安下庄町 久賀町 大島町 通津村 由宇町 神代村 鳴門村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一級地	
小松島市	池田町
三好郡	
名東郡	国府町
那賀郡	羽ノ浦町
	富岡町
	橘町
	新野町
	鶯敷町
海部郡	三岐田町
	日和佐町
	弁岐町
	鞆奥町
	穴喰町
名西郡	石井町
板野郡	板東町
	板西町
	松島町
麻植郡	鴨島町

香川県

三級地	二級地	一級地
美馬郡	丸亀市	大川郡
川島町	坂出市	引田町
脇町	小豆郡	白鳥本町
貞光町	土庄町	
穴吹町	淵崎町	
辻町	内海町	
	多度津町	
	善通寺町	
	琴平町	
	観音寺町	
	仲多度郡	
	三豊郡	
	高松市	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

三本松町
津田町
志度町
長尾町
平井町
川島町
牟礼村
庵治村
池田町
仏生山町
香西町
四座村
直島村
宇多津町
王越村
府中村
滝宮村
川津村
土器村

木田郡
小豆郡
香川郡
綾歌郡

愛媛県	
三級地	松山市
二級地	今治市 宇和島市 八幡浜市
	飯野村 法薫寺村 竜川村 榎井村 仁尾町 豊浜町 詫間町 上高瀬村 本山村 財田大野村 粟井村 大野原村 伊吹村
	仲多度郡 三豊郡

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一級地	
新居浜市 西条市 宇摩郡	三島町 松柏村 川之江町
温泉郡 越智郡	北条町 桜井町 波止浜町 菊間町 伯方町 丹原町 壬生川町 垣生村 泉川町 角野町 中萩町 大生院村 金生町
周桑郡 新居郡	
宇摩郡	

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

上浮穴郡 伊予郡 喜多郡	上分町 妻島村 寒川町 久万町 郡中町 松前町 大洲町 五十崎町 内子町 粟津村 長浜町 三瓶町 川之石町
西宇和郡 東宇和郡 北宇和郡 南宇和郡	宇和町 野村町 吉田町 近永町 御荘町 城辺町

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

高知県		
三級地	二級地	一級地
高知市	安芸郡 香美郡 長岡郡	安芸郡 高岡郡 吾川郡 土佐郡 幡多郡
安芸町 日章村 後免町 大津村 大篠村 野田村 長岡村 宇治村 伊野町 須崎町 中村町		室戸町 奈半利町 田野町 安田町 室戸岬町

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

香美郡	長岡郡	吾川郡	高岡郡	幡多郡
赤岡町 岸本町 山田町 野市町 夜須町 片地村 稲生村 介良村 八田村 高岡町 佐川町 越知町 窪川町 多ノ郷村 宿毛町 清水町				

福岡県	
五級地	四級地
福岡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 若松市 八幡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 戸畑市 小倉市のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 門司市	福岡市のうち立花寺、金隈、上長尾、檜原、柏原、堤、東油山、 田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋 本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古 八幡市のうち永大丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小 嶺、中河内及び戸下田 直方市 飯塚市 久留米市 大牟田市 小倉市のうち藍島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根 村の区域（湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区 域を除く。）並びに旧企救郡の志井、中島、山路、昭和十

六年三月三十一日における西谷村及び同日における中谷村の区域

- 田川市
- 糟屋郡
- 志免町
- 和白村
- 志賀島村
- 多々良町
- 香椎町
- 宇美町
- 岡垣村
- 遠賀村
- 水巻町
- 中間町
- 香月町
- 芦屋町
- 小竹町
- 宮田町
- 木屋瀬町
- 植木町
- 鞍手郡
- 遠賀郡

嘉穂郡
 西川村
 碓井町
 山田町
 大隈町
 稲築町
 庄内町
 瀬田村
 二瀬町
 幸袋町
 鎮西村
 穂波村
 桂川町
 春日村
 那珂町
 香春町
 勾金村
 添田町
 築紫郡
 田川郡

大任村
 猪位金村
 川崎町
 糸田町
 金田町
 赤池町
 方城村

三級地

小倉市のうち昭和二十三年九月九日における旧企救郡東谷村の
 区域

糟屋郡 古賀町
 須恵村
 宗像郡 東郷町
 鞍手郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域
 嘉穂郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域
 筑紫郡 大野町のうち字牛頸以外の地域
 二日市町
 日佐村
 田川郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

二級地	
京都郡 八屋町 行橋町	柳川市 糟屋郡 大川村 勢門村 篠栗町 仲原村 新宮村 吉武村 赤間町 福岡町 津屋崎町 甘木町 水城村 太宰府町 田隈村 前原町
宗像郡 吉武村 赤間町 福岡町 津屋崎町 甘木町 水城村 太宰府町 田隈村 前原町	朝倉郡 筑紫郡 早良郡 糸島郡

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

雷山村字篠原 周船寺村 元岡村 北崎村 吉井町 田主丸町 荒木町 大善寺町 大川町 城島町 福島町 黒木町 羽犬塚町 岡山村 三橋町 瀬高町 泉村 犀川町	浮羽郡 三潞郡 八女郡 山門郡 三池郡 京都郡
--	--

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一六四

一級地	糟屋郡
	立花村
	小野村
	青柳村
	久原村
	山田村
	宗像郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
	朝倉郡
	杷木町
	立石村
	大野町字牛頸
	筑紫郡
	筑紫村
	山家村
	岩戸村
	安徳村
	入部村
	早良郡

筑上郡

筑城村

八津田村

椎田町

吉富町

糟屋郡

立花村

小野村

青柳村

久原村

山田村

朝倉郡

杷木町

立石村

大野町字牛頸

筑紫郡

筑紫村

山家村

岩戸村

安徳村

入部村

早良郡

金武村

糸島郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域

浮羽郡

浮羽町

千年村

江南村

福富村

水分村

宮ノ陣村

三井郡

北野町

小郡村

三国村

山本村

草野町

善導寺町

三潞郡

安武村

西牟田村

三潞村

犬塚村

昭代村

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一六五

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

八女郡

- 光友村
- 豊岡村
- 川崎村
- 忠見村
- 上広川村
- 中広川村
- 下広川村
- 古川村
- 水田村
- 大和町
- 小波瀬村
- 稗田村
- 延永村
- 今川村
- 簗島村
- 今元村
- 仲津村
- 稜郷村
- 豊津村

山門郡
京都郡

築上郡

- 下城井村
- 葛城村
- 西角田村
- 角田村
- 山田村
- 千束村
- 三毛門村
- 南吉富村

佐賀県	
三級地	佐賀市 唐津市
二級地	佐賀郡 三養基郡 東松浦郡 西松浦郡
	本庄村 高木瀬村 鳥栖町 相知町 伊万里町 有田町 東有田町 山代町

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一級地	
杵島郡 藤津郡	武雄町 嬉野町
神埼郡 三養基郡	神埼町 基山町 田代町 基里村
小城郡	麓村 小城市 牛津町
東松浦郡	三日月村 北多久町 浜崎町
西松浦郡	巖木町 呼子町 二里村
杵島郡	東山代村 北方町 大町町

長崎県		
四級地	三級地	二級地
藤津郡	西彼杵郡	島原市 諫早市 大村市 西彼杵郡
六角村 白石町 鹿島町 浜町	深堀村 香焼村 高島町 高浜村のうち端島	茂木町 蚊焼村 伊王島村 崎戸町
長崎市 佐世保市 西彼杵郡		

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一七〇

一級地	西彼杵郡	上県郡	下県郡	沓岐郡	南松浦郡	北松浦郡
	高浜村のうち端島以外の地域 野母村	佐須奈村 仁田村	豆酸村 鶏知町	蔵原町 田河町 那賀村 勝本町 武生水町	有川町 富江町	福江町 福江町 大島町 平戸町 柚木村

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一七一

東彼杵郡

鶴岬村
樺島村
為石村
川原村
日見村
矢上村
長与村
時津町
江ノ島村
平島村
瀬戸町
式見村
福田村
川棚町
下波佐見村
上波佐見町
宮村
折尾瀬村
江上村

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

- 南高来郡
 - 多比良町
 - 神代村
 - 小浜町
 - 加津佐町
- 北松浦郡
 - 口ノ津町
 - 大島村
 - 生月町
 - 中野村
 - 紐差村
 - 津吉村
 - 小値賀町
 - 平町
 - 神浦村
 - 南田平村
 - 田平村
 - 新御厨町
 - 志佐町
 - 上志佐村
 - 調川町

熊本県		
四級地	荒尾市	今福町 福島町 鷹島村 江迎町 鹿町町 小佐々町 佐々町 吉井町 世知原町
三級地	熊本市	南松浦郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 苓岐郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 下県郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 上県郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
二級地	八代市 人吉市	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

水俣市	宇土郡	玉名郡	鹿本郡	菊池郡	八代郡	天草郡	飽託郡	一級地
三角町	玉名町	山鹿町	八幡村字熊入	隈府町	郡築村	本渡町	竜田町	
						牛深町	川上村	
							西里村	
							小島町	
							高橋村	
							池上村	
							城山村	
							八分字村	
							藤富村	

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(三二四)

中緑村	供合村	広畑村	小山戸島村	田迎村	御幸村	宇土町	長洲町	南関町	八幡村のうち字熊入以外の地域	来民町	桜井村	植木町	菊池村	大津町	泗水村	宮地町	内牧町	小国町	阿蘇郡	菊池郡	鹿本郡	玉名郡	宇土郡
-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----